

令和7年度 常任委員会の活動評価について

1 チェックシートによる評価

令和8年

3月4日(水) 予算決算常任委員会理事会

3月10日(火) 常任委員会(政策企画雇用経済観光、防災県土整備企業、医療保健子ども福祉病院)

3月11日(水) 常任委員会(総務地域連携交通、環境生活農林水産、教育警察)

(1) チェックシートの項目を参考に、1年間の委員会活動を振り返り、良かった点、改善すべき点等を委員間討議する。

(2) 委員間討議の後、正副委員長、各委員(理事)がそれぞれチェックシートに評点等を記載して提出する。

2 委員会活動評価総括表の作成

3月12日(木) 常任委員会(政策企画雇用経済観光、防災県土整備企業、医療保健子ども福祉病院)

3月13日(金) 常任委員会(総務地域連携交通、環境生活農林水産、教育警察)

3月18日(水) 予算決算常任委員会理事会

「1チェックシートによる評価」での議論と、チェックシートによる評価結果を踏まえて協議し、「委員会活動 評価総括表」を作成する。

3 委員長会議での報告及び確認

3月23日(月) 委員長会議

各委員長から、「委員会活動 評価総括表」により、委員会活動の評価を報告するとともに委員長間で共有すべき取組等を確認し、次期委員会等への引継ぎ事項を整理する。

※ 委員長会議開催後に委員会を開催した場合には、「委員会活動 評価総括表」への補足の有無・内容について、当該委員会(理事会)において協議し、補足後の「委員会活動 評価総括表」を委員長から議長に提出する。

4 代表者会議への報告

5月(予定) 代表者会議

議長から、委員会活動の評価や次期委員会への引継ぎ事項も含め議会活動計画の実施状況を報告し、今後の対応方針を決定する。

5 次期委員会への引継ぎ

5月(予定) 委員長会議

議長から次期委員長に、代表者会議で決定した対応方針とともに前期の委員会活動の評価を引き継ぐ。

常任委員会活動チェックシート

このチェックシートは、「三重県議会 議会活動計画」に基づき、毎年次の委員会活動について自己評価を行うものです。

「基本方針」を踏まえて、今年次の委員会活動を振り返り、それぞれの「評価対象項目」について、「取組の方向」や「評価の視点」を参考にして、委員（理事）の皆さんで自己評価（5段階評価）を行ってください。（但し、該当のない項目は評価しませんので、当該項目の評価欄には「－」をつけてください。）

【チェックシートを記入するにあたっての注意事項】

<p>■点数の基準</p>	<p>○委員個人の評価とします。</p> <p>○基準となる点数は「3点」とします。</p> <p>1点・・・「ほとんどできなかった」「不満足」</p> <p>2点・・・「あまりできなかった」「例年よりもできなかった」「やや不満足」</p> <p>3点・・・「通常どおりできた」「例年どおりできた」「普通」</p> <p>4点・・・「通常よりも良くできた」「例年よりも良くできた」「概ね満足」</p> <p>5点・・・「ほぼ完璧にできた」「十分満足」</p>
<p>■評価できない項目 （該当なし「－」）</p>	<p>○チェックシートを記入する前に、委員間で協議を行い、評価項目に含めるか否か（「－」とするか否か）を委員会として決めます。</p>

常任委員会活動チェックシート

委員会名()

○基本方針 ～住民本位の政策決定と政策監視・評価の推進～ 議会の本来の機能である政策決定並びに知事等の事務の執行について監視及び評価を行います。

番号	評価対象取組	取組の方向	評価の視点	評価	自由記載(評価点の理由や気づいた点)
1	委員会審議の活性化	議事機関としての議会の機能を十分発揮するため、議員相互間の討議を積極的に行うよう努めます。 また、効率的かつ効果的な委員会の運営を図るため、委員長会議の開催をはじめとした委員会間の情報共有・調整及び連合審査会の活用を努めます。	議員間討議の機会は十分に確保されていたか。 議員間討議の機会を十分に活用しましたか。 議員間討議を通じて合意形成を図るよう努めましたか。		
2	年間活動計画	効率的かつ効果的な委員会の運営を図るため、1年間の活動スケジュール、重点調査項目、県内外調査等の予定について定める年間活動計画を策定します。	年間活動計画の策定に当たって、委員会で十分に議論を行いましたか。 年間活動計画の内容は適切なものでしたか。 年間活動計画に沿って委員会活動を行いましたか。		
3	重点調査項目	県政で課題となっている項目など、年間を通じて特に調査を行っていく必要がある事項を「重点調査項目」として年間活動計画で定めます。	重点調査項目の設定に当たって、委員会で十分に議論を行いましたか。 重点調査項目の内容は適切なものでしたか。 重点調査項目について十分な調査・審査を行いましたか。		
4	県内外調査	「重点調査項目」を中心として、所管事項について調査するための県内外調査の予定を年間活動計画で定めます。	県内外調査の調査先は適切でしたか。 調査先で十分な調査を実施しましたか。 県内外調査における内容をその後の調査・審査に活用しましたか。		
5	当初予算に係る調査・審査	「当初予算」については、毎年度、議長を除く全議員参加型の予算決算常任委員会を中心に調査・審査を行います。 当初予算について、予算編成が始まる前や予算要求の段階から予算調製方針、予算要求状況などの調査・審査を行います。 予算決算常任委員会に6つの分科会を設置し、当初予算の詳細な調査・審査を行います。	当初予算について十分な調査・審査を行いましたか。 当初予算に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。		
6	総合計画に係る調査・審査	総合計画及び「みえ元気プラン」の策定並びに「県政レポート」の作成に合わせて調査・審査を行い、知事への申し入れを行います。	総合計画等について十分な調査・審査を行いましたか。 総合計画等に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。		
7	個別の行政計画に係る調査・審査	個別の行政計画については、改定時期を見据え、基本的には所管の常任委員会で調査・審査を行います。 議会の議決対象となっている計画については、所管の常任委員会での調査・審査だけでなく、本会議における議案質疑を行うなど、より詳細な調査・審査等を行い、議決に至るまで一貫して議会が関与します。	個別の行政計画について十分な調査・審査を行いましたか。 個別の行政計画に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。		

○基本方針 ～開かれた議会運営の実現～ 議会活動を県民に対して説明する責務を有することに鑑み、積極的に情報の公開を図るとともに、県民が参画しやすい開かれた議会運営を行います。

番号	評価対象取組	取組の方向	評価の視点	評価	自由記載(評価点の理由や気づいた点)
1	参考人制度等の活用	県政の重要な案件又は県民の利害に関わる重要な案件の調査・審査に当たっては、専門的知識を有する者のほか、利害関係者や県民の意見を反映させるため、必要に応じて参考人の招致や公聴会の開催を行います。	必要に応じて、参考人招致や公聴会の実施について協議を行いましたか。 参考人招致や公聴会における意見をその後の調査・審査に活用しましたか。		
2	請願への対応	受理した請願については、主として所管の委員会において、誠実かつ慎重に審査を行います。また、採択した請願については、必要に応じて、知事等に対しその処理の経過及び結果の報告を求めるほか、国等に対し意見書を提出するなど、議会として願意の実現に向けた取組を行います。	請願審査は適切な方法で実施しましたか(執行部からの意見聴取や紹介議員の出席要求、請願者の参考人招致など)。 採択した請願の願意の実現に向けて、具体的な取組を行いましたか。(知事等に対する経過報告等の要求、知事等への申し入れ、意見書の提出など)		

防災県土整備企業常任委員会 活動実績書（案） （令和7年5月～令和8年5月）

令和8年3月10日現在

1 所管調査事項

- ・危機管理及び防災対策の推進について
- ・都市計画、住宅、その他土木行政の推進について
- ・公共土木施設の整備・維持管理について
- ・公営企業（病院事業を除く。）の運営について

2 重点調査項目

- (1) 防災・減災対策について
- (2) 道路・河川・港湾の整備について
- (3) 建設産業の活性化について
- (4) 水道・工業用水道・下水道施設の老朽化対策について

3 活動計画表

重点調査項目	令和7年 5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和8年 1月	2月	3月	4月	5月
(1) 防災・減災対策について (2) 道路・河川・港湾の整備について (3) 建設産業の活性化について (4) 水道・工業用水道・下水道施設の老朽化対策について	常任委員会 所管事項説明 (5/23)	常任委員会 議案の審査、 所管事項の調査 (6/18, 20) 予決分科会 議案の審査 (6/20)	県内調査 (7/29)	県内調査 (8/4)	県外調査 (9/2～ 4の間)	常任委員会 議案の審査、 所管事項の調査等 予決分科会 議案の審査、 所管事項の調査 (10/15, 17)	常任委員会 10/17 開催の常任 委員会における発 言の訂正及び取消 し 予決分科会 令和6年度歳入歳 出決算、所管事項 の調査（当初予算 編成に向けての基 本的な考え方） (11/7)	予決分科会 補正予算 (12/3) 常任委員会 議案の審査、 所管事項の調査等 予決分科会 補正予算等 (12/10, 12)		予決分科会 補正予算 (2/25)	常任委員会 議案の審 査、所管事 項の調査等 予決分科会 当初予算、 補正予算等 (3/10, 12)		
執行部の主な予定		令和7年版県 政レポート (案)				一般会計・特 別会計決算 令和8年度行 政展開方針 (案) 当初予算編成 に向けての基 本的な考え方		当初予算要求 状況		当初予算案	令和8年度 行政展開方 針		

4 県内外調査について

(1) 県内調査

- 7月29日（火）（日帰り） 建設産業の活性化に向けた取組（松岡建設株式会社）や消防通信指令業務の共同運用（伊賀地域消防指令センター）について調査を行った。
- 8月4日（月）（日帰り） 沿岸部における防災対策の取組（大紀町役場）や道路改良工事による整備効果等（（仮称）下地トンネル／尾鷲建設事務所）について調査を行った。

(2) 県外調査

- 9月2日（火）～9月4日（木）（2泊3日） 熊本県の防災対策の取組と熊本県防災センターの役割・機能（熊本県防災センター）、くまもと水循環・減災研究教育センターの活動と「安全かつ維持管理しやすい橋梁構造物の設計・建設」に関する研究内容（熊本大学くまもと水循環・減災研究教育センター）、熊本地震震災ミュージアム KIOKU の展示内容と果たす役割（熊本地震震災ミュージアム KIOKU）、水道管路の更新計画策定支援とAI技術を活用した水道管路老朽度診断（株式会社クボタ九州支社）について調査を行った。

調査・審査結果の施策への反映に関する参考資料

- 1 「『令和7年版県政レポート』に基づく今後の『県政運営』等に関する申入書」について（回答） 1
(R7.9.25 全員協議会資料抜粋)

- 2 委員長報告一覧 3

『令和7年版県政レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見への回答

【防災県土整備企業常任委員会】

●施策の取組

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
1-1	災害対応力の 充実・強化	防災対策部	地域の道路や河川等の実態は地域の職員がよく把握しており、災害発生時の地域機関の担う役割は大きいと考えるため、地域機関の災害対応力の強化を図りたい。	災害即応体制について、地域機関の所掌事務を検証し、県災害対策本部と地域機関の役割を再整理し、所掌事務を見直したところです。地域機関の災害対応力を高めるため、引き続き、職員の人材育成を推進するとともに、本庁担当課と地域機関との意見交換会の定期的な開催等により、協力して迅速に対応できる体制を強化していきます。
			災害発生時に緊急派遣チームが機能するよう、実際の災害時の状況に即した訓練や市町職員との顔合わせの機会をしっかりと確保されたい。	緊急派遣チームは、毎年度当初に開催する研修の場を活用し、全ての市町の防災担当者にも参加いただいた上で、各市町のハザードマップや庁舎のレイアウトを共に確認するなど、顔の見える関係構築に取り組んでいます。また、市町が実施する図上訓練へも参加しており、今後も災害発生時に緊急派遣チームが機能するよう研修や訓練に取り組んでいきます。
1-2	地域防災力の 向上	防災対策部	令和6年能登半島地震では災害関連死が直接死を上回った。災害関連死を防ぐためにも、市町域や県域を超えた広域避難のあり方が重要であると考えます。広域避難の調整や体制づくりは、県の役割であると考え、今後の課題としてしっかりと取り組まされたい。	現在、国において、広域避難のあり方の検証が行われているところです。その検証についての状況を適切に把握するとともに、県としても広域避難の課題や方向性について関係機関と連携しながら、整理していきたくと考えています。
			安全な避難路の確保をはじめとした県内の学校における防災対策について、十分なものとなっているか改めて市町と連携しながら検証されたい。	今年度は、新たな南海トラフ地震被害想定を策定するタイミングであることから、このタイミングを捉え、市町の教育委員会と意見交換しながら、県教育委員会の防災担当や学校防災アドバイザーも活用しつつ、学校と一体となり、学校の防災対策に取り組んでいきたくと考えています。
			みえ防災コーディネーターが防災活動を行う際に、その地域の特性や災害リスクに応じた伝え方ができるよう、派遣されるコーディネーターの人選方法を工夫されたい。	みえ防災・減災センターでは、養成したコーディネーターが地域の実情に応じた防災活動や近年の災害事例をふまえた啓発を行えるよう研修会を開催しているところです。この研修会において、コーディネーターが伝え方に関するスキルも上達できるよう研修内容を工夫しながら取り組んでまいります。

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
1-3	災害に強い県土づくり	県土整備部	南海トラフ地震を見据え、河川・海岸の耐震対策を国の予算も活用しながら計画的に取り組まれない。	河川・海岸の耐震対策は非常に重要な課題であると認識しています。 国土強靱化については、今年度、国において「第1次国土強靱化実施中期計画」が閣議決定され、事業規模が20兆円強とされたところです。 県としても、予算を確保し、河川・海岸の耐震対策にしっかりと取り組むとともに、第1次国土強靱化実施中期計画の内容をふまえた県独自の次期「5年後の達成目標（仮称）」において目標を検討していきたいと考えています。
11-1	道路・港湾整備の推進	県土整備部	県内を含め、全国で道路の陥没事故が頻発していることから、県民の安心安全のため、念入りに道路の点検・整備をされたい。	道路については日常的に点検を行い、必要に応じて修繕を行っているところです。 また、本年1月に埼玉県八潮市で発生した道路の陥没事故を受け、国では有識者委員会を開催しているほか、県においても、地下占用物連絡会議を開催し、県内の道路管理者と道路地下施設の占有者が情報共有や意見交換を行っています。これら委員会や会議での議論も踏まえながら、今後の対策等を検討していきたいと考えています。
			道路の除草対策について、県民に実感してもらえよう地域の声を聞きながら、引き続きしっかりと取り組まれない。	地域の声を聞きながら、予算を確保のうえ、防草対策とあわせてしっかりと取り組んでいきます。
11-3	安全で快適な住まいまちづくり	県土整備部	花とみどりの三重づくり条例に基づき、さまざまな主体と連携・協力しながら、花とみどりを活用した豊かなまちづくりを積極的に進められたい。	花とみどりの三重づくりについては、まず土台作りとして、ホームページの作成やSNSの情報発信等により、取組の周知を図っているところです。 また、県・市町担当者連絡会議を開催し、各市町の取組の洗い出しを行い、情報共有を図っています。 取組内容の充実や新たな取組へつながるよう引き続き、各市町とも連携しながら取り組んでいきたいと考えています。

委員長報告一覧

(11/18 予算決算常任委員会 分科会委員長報告)

○災害関連死の防止対策について

令和6年能登半島地震では、災害関連死が地震による直接の死者数を上回り、改めて、災害関連死を防止するための対策の重要性が認識されたところです。

災害関連死を防止するためには、良好な避難生活環境の確保や、様々な事情に応じたきめ細かな支援が必要ですが、それらは、防災対策部だけで対応できるものではありません。

県当局におかれては、災害発生後の災害関連死を防ぎ、被災者が円滑に生活再建できるよう、関係するそれぞれの部局が主体性を持ち、連携しながら、より一層きめ細かな対策に取り組まれるよう要望します。

令和7年度 常任委員会活動 上半期振り返りシート（案）

委員会名：防災県土整備企業常任委員会

○委員会審議の活性化の視点

- ・委員有志で勉強会を実施するなど、委員間で課題の共有ができており、委員会審議の活性化に繋がっている。
- ・建設産業について、現場の声を聞きながら、活発な議論ができています。

○年間活動計画について・重点調査項目・県内外調査

- ・重点調査項目を中心に、時期にかなった調査ができ、委員会での議論に活かすことができている。今後も勉強した内容をしっかりと委員会での議論や県政に反映していきたい。
- ・県内調査では、南海トラフ地震対策に関連して、大紀町の防災対策の取組や、現道が津波の浸水想定区域となっている一般国道 422 号の北牟婁郡紀北町島原地内の区間において進められている（仮称）下地トンネル工事について調査し、切迫感のある調査ができた。
- ・県外調査では、福岡県の株式会社クボタ九州支社において、水道管路の更新計画策定支援やA I 技術を活用した水道管路老朽度診断といった、最先端の研究を調査することができ、良かった。

○その他